

会員通知 第149号  
平成24年12月27日

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小池善明

脱退一般正会員に対する会員持ち分の払戻しに関する  
「定款」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「定款」の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

本所では、昭和34年に一般正会員の新規加入に際し、既存会員との持ち分調整の観点から加入金制度を設け、これに伴い昭和36年には一般正会員の脱退時における「会員持ち分の払戻し制度」を設けた経緯があります。

現在の本制度において払い戻すべき持ち分は、脱退時の直前事業年度末における純財産をベースに決定されています。しかし、この方法による算定方式では、本所資産に占める割合が高い固定資産（土地及び建物）分をも含めてしまうことになります。このような算定方式では、一時期に多額のキャッシュ・アウトが生じてしまうため、本所の運営及び資金繰り上に多大な影響を及ぼす可能性があります。また、資産の評価額は、実勢価格との間で現実的には乖離が生じてしまうことや、一律の分配方式では会員加入時期による加入金額の相違を反映させていくとは必ずしもいえないことなどから、現在の算定方式を維持することはかえって会員の持ち分毀損につながりかねない状態となっています。

そのため、本所の公共的な機能維持及び会員の持ち分維持の観点から、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

・ 払戻し会員持ち分の制限

脱退一般正会員の払戻し持ち分は、現行の規定に基づく持ち分と当該脱退会員の払込み出資金及び加入金の合計額を比較し、その低いほうを払い戻すものとします。

なお、「本所が定める日」は、平成24年12月28日といたします。

以上

定款の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| (脱退会員に対する会員持ち分の払戻し)<br>第46条 会員は、会員脱退の日から1か月を経過し、かつ、脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会が終了した後でなければ、その会員持ち分の払戻しを受けることができない。   | (脱退会員に対する会員持ち分の払戻し)<br>第46条 会員は、会員脱退の日から1か月を経過し、かつ、脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会が終了した後でなければ、その会員持ち分の払戻しを受けることができない。  |
| 2 (略)  | 2 (略)   |
| 3 本所が脱退正会員（第7条第2項に定める特定正会員を除く。）に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第1号に掲げる額を加え、第2号に掲げる額を差し引いた額とする。<br><u>ただし、当該脱退正会員が現に払い込んだ出資金及び加入金の合計額を限度とする。</u><br>(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額（当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額）を、当該直前の事業年度末における正会員数で除した額<br>(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日前日現在の正会員数で除した額 | 3 本所が脱退正会員（第7条第2項に定める特定正会員を除く。）に払い戻す会員持ち分の額は、その払込出資金額に第1号に掲げる額を加え、第2号に掲げる額を差し引いた額とする。<br>(1) 脱退の日の属する事業年度の直前の事業年度に関する定時総会において、当該直前の事業年度末における基本準備金、基本積立金及び別途積立金として承認された額の合計額（当該直前の事業年度末において繰越不足金がある場合には、これを差し引いた額）を、当該直前の事業年度末における正会員数で除した額<br>(2) 脱退の日現在において、本所に臨時巨額の経費支出があるときは、そのうち、本所が理事会の決議により定める額を、脱退の日前日現在の正会員数で除した額 |
| 4 (略)  | 4 (略)   |
| 付 則  |   |
| この改正規定は、本所が定める日から施行する。   |   |
| (注)「本所が定める日」は、平成24年12月28日  |   |